

政令第五十三号

環境影響評価法施行令の一部を改正する政令

内閣は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第二項及び第三項、第二十一条第一項第一号並びに第三十一条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

ル 出		ある 事の		ヲ 出	
ある風力発電所の設置の工事業		出力が七千五百キロワット未満である風力発電所の設置の工事業		出力が一万キロワット以上である風力発電所の設置の工事業	

別表第一の五の項中

出力が一万キロワット以上で ある発電設備の新設を伴う風力 発電所の変更の工事の事業	出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある発電設備の新設を伴う 風力発電所の変更の工事の 事業
---	--

事の事業

を

出力	ある	発電
出力	ある	事業

力が四万キロワット以上で

出力が三万キロワット以上

太陽電池発電所の設置の工 事業	四万キロワット未満である 太陽電池発電所の設置の工 事の事業	力が四万キロワット以上で 発電設備の新設を伴う太陽 発電所の変更の工事の事業	出力が三万キロワット以上 四万キロワット未満である 発電設備の新設を伴う太陽 電池発電所の変更の工事の 事業	力が一万キロワット以上で 風力発電所の設置の工事の	出力が七千五百キロワット 以上一万キロワット未満で ある風力発電所の設置の工 事の事業	力が一万キロワット以上で	出力が七千五百キロワット
--------------------	--------------------------------------	--	--	------------------------------	--	--------------	--------------

に改める。

発電設備の新設を伴う風力 所の変更の工事の事業	以上一万キロワット未満で ある発電設備の新設を伴う 風力発電所の変更の工事の 事業
----------------------------	--

別表第二中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、十五の項の次に次のように加える。

十六 別表第一の 五の項のワ又は カに該当する対 象事業	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

別表第三中十九の項を二十の項とし、十六の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、同表の十五の項中「ル又はヲ」を「ワ又はカ」に改め、同項を同表の十六の項とし、同表の十四の項の次に次のように加える。

十五 別表第一の	発電所の出力	発電所の出力が十パーセント以上増加しないこと。
----------	--------	-------------------------

五の項のル又は ヲに該当する対 象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から三百メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと 。
------------------------------------	--------------------	---

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。